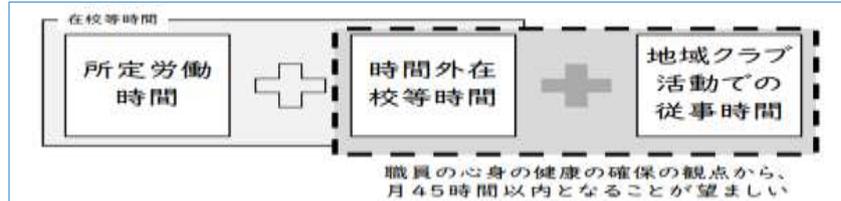


兼職兼業における留意事項（確認用）

教師等が地域クラブ活動等に雇用される形で「兼職兼業」を希望する場合には、教師等の心身の健康を確保するため、以下のような対応を行うことが求められる。

学校の「労働時間」※1と地域クラブ活動等における「労働時間」を通算した時間から「法定労働時間」を差し引いた時間が、**単月100時間未満、複数月平均80時間以内**とならないことが見込まれる場合には、兼職・兼業の許可を出さないこととする。教師の心身の健康の確保のための目安として、時間外在校等時間と地域クラブ活動等における労働時間の通算が「**45時間以内**」※2となることが望ましい。



服務監督教育委員会（及び学校）で①～④を確認する。①事業内容、②雇用形態・期間や業務内容、③労働時間通算の対象となるか否か、④定期的な労働時間と在校等時間

服務監督教育委員会は、業務内容や労働時間等について把握し、適切な管理を行い、通算した時間が長時間にならないよう、心身の健康の管理を行うことが必要。（地域クラブ活動等や学校とも連携を図ることが必要）

※1 教師としての所定労働時間といわゆる「超勤4項目」の業務を時間外業務として命じられて当該業務に従事した時間の合計。

※2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定。

地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業の許可のポイント

① 地域クラブ活動等への従事は、職員本人の意思であること

- 指導を希望しない職員が、地域クラブ活動等や周囲の同調圧力により指導を断ることができないような事態が発生していないか。

② 公務の遂行に支障がないこと

- 地域クラブ活動等で従事している最中に、教員としての勤務が必要となった場合には、教員として勤務に当たることが可能となるよう地域クラブ活動等との間で調整がなされているか。
- 職員の当該事業又は事務に従事する負担により、直接間接に心身に疲労を蓄積し、本来の公務能率に支障を及ぼすおそれがないか。

③ 時間外在校等時間と地域クラブ活動等での従事時間の合計が、月80時間を超えないこと

- 職員の心身の健康の確保の観点から、月45時間以内となることが望ましい。

④ 学校や教師の信用を失墜させるおそれがないこと

- 地域クラブ活動等に注力しすぎて教師等としての職務がおろそかになるおそれがないか。
- 地域クラブ活動等から社会通念上適当といえない高額な報酬を得てないか。
- 勤務先等の学校の生徒を、その意思に反して、地域クラブ活動等への参加を促してないか。
- 勤務時間と地域クラブ活動等に従事する時間が重複していないか。
- 活動場所、指導体制、指導内容等から判断して学校の業務の一部であるとみなされるおそれがないか。
- 地域クラブ活動等の活動内容が、部活動ガイドラインから逸脱したものではないか。
- 地域クラブ活動等の活動時間内における責任の所在や、事故に対応する保険加入などが整理されているか。